

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する「キャッシュカード」「ローンカード」の内、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約で定める事項は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものの他は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」の定義によるものとします。

## 2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機(以下「ICカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機(以下「ICカード対応振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫が別にお知らせした取引をする場合。

## 3. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記(1)に関わらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻し回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

## 4. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は別途指定のない限り本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、カード規定およびこの規定を適用します。

## 5. (振込カード機能)

- (1) 当金庫のICカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報(以下「振込情報」といいます。)を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行・更新発行する場合には、新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

## 6. (ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、ICチップ提供機能は利用できません。

## 7. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等により、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当金庫の所定の手続きにしたがって、すみやかに当店にICカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 8. (特約の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上